



1970

年代フェミニズムのグローバルな展開（第1回講演）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊田, 久美子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/12699

第1回講演

1970年代フェミニズムのグローバルな展開

伊田 久美子

大阪府立大学は理系に特化する方向での改組に入りましたが、併せて女性研究者支援事業にも取り組むこととなり、そういう意味では、やっと本気で男女共同参画をやりましょうということになったとも言える状況です。要するに本学が、どっちを向いても男ばかりみたいな場所ではなく、女性や子どものプレゼンスも高く、また男性自身もいままでとは違う働き方、生活の仕方ができるような、モデル的な大学になることが目指されており、女性学研究センターも協力していきたいと思っております。

今期の連続講演会のテーマは「越境とジェンダー」ということで、国境やジェンダーの境界など、さまざまな境界がどのように越えられているかを多角的、かつ具体的に論じていきますが、最終回のテーマであるグローバルなフェミニズムの展開の最新局面にいきます前に、まず過去の運動を振り返ってみたいというのが、今回の趣旨です。

越境によって見えてきた女性の権利

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から、早いもので、もう15年が経ちました。その後、世界女性会議は開かれておりません。どうして開かれないか等々の事情も含めて、5回目にはいろいろなお話が聞けるのではないかと思います。いちばん最近の女性会議とは、相変わらずこの1995年の北京会議なのです。

このときに何が話題になったかを振り返ってみると、グローバリゼーションが世界に拡大する中で、とくに途上国を中心に女性たちの生活が、むしろどんどん悪化していく状況があり、女性の貧困や、それを悪化させる国際債務政策が強く告発された会議でもありました。1970年代後半以降、特に1980年代に新自由主義的な経済政策が、アメリカ、イギリスを中心に世界を席卷していくことになり、日本ももちろんそこに巻き込まれていくわけですが、そのような政策に対する批判が高まった会議でした。

NGOフォーラムでは、これはあまり日本で報道されなかったのですが、債務不履行に陥った国にIMFや世界銀行が借金の肩代りをする際に実施を条件づける構造調整プログラム（SAP）、つまり借金返済を最優先する経済政策のプログラムに対してたくさんの途上国の女性たちが、「SAP No!」と書かれたプラカードとか、Tシャツなどを着用して、ワークショップやデモンストレーションを行いました。政府間会議でも債務問題は大きく取り上げられましたが、何とんでもこの草の根の女たちのスローガンが「SAP No!」というものでした。

なぜかあまり日本では、この動きは焦点が当てられませんでした。これはつまり、経済のグローバリゼーションとして1970年代以降に進行してきた国際的な動向に対する、そのマイナスの側面を強く告発するものであったと思うわけです。

しかしながら一方、1975年以降に国連を中心とした国際的な女性政策の展開がみられて、それは各国における女性の状況に大きな影響を与えてきたわけですが、そのような国境を越えた女性の動きは、グローバリゼーションの中で可能になったということができるだろうと思います。

この連続講演会でも来週以降お話いただく予定ですが、国際結婚や人身売買など、そう簡単には、いいとか悪いとか言えない側面に焦点が当てられるだろうと思います。今日は、女性の運動の展開という、プラスの側面において、グローバリゼーションがどのような意味を持ったかということを見ていきたいと思います。

一方では底辺化、周辺化された女性の「労働」の国際展開があったわけですね。1980年代、1990年代、労働力の女性化というふうに言われており

ます。先進国でも途上国でも、いわゆる市場労働への女性の参入がどんどん増えていった。しかもそれがあまり条件のいいところではなくて、非常に条件の悪いところへの参入であり、なおかつ支払われない労働は相変わらず必ず女性が担うという、無償、あるいは不十分にしか支払われない部分の女性化として展開したわけです。

そしてまた、経済構造の変化の中で、労働というものの質もまた変化してきました。労働力の女性化と合わせて労働そのもののサービス化とともに、従来のジェンダー規範によって女性に適合的とされてきた仕事の需要が増え、そこに劣悪な条件で女性たちが巻き込まれていくということであったと言えるでしょう。

確かに市場に参入する労働力としての女性は増えたが、これはジェンダーの境界を越えたと言えるのでしょうか。

国境を越える女性の国際移動は拡大してきております。移民研究は伝統的に男性を想定していて、男性がまず移民に出て、それで生活が安定すると、家族を呼び寄せるといったパターンが標準とみなされる傾向が、かつてはあったんですけれども、実態としては、移民のほぼ半数は女性です。そもそも東アジアでは以前から女性の単独移住が珍しくありませんでした。狭い意味での「労働者」としての移住だけではなく、国際結婚によって移住する人たちや、人身売買による移住を入れれば、国境を越える人間の移動はむしろ女性が多いのではないかと思います。

このように、底辺労働者として、あるいは国際結婚によって、人身売買によって等、「越境」の方法は様々ですが、女性たちは、嫁としての無償労働から、愛の労働としてのケア労働、セックスワークを含む有償無償のサービス業など、基本的に底辺の労働者として移動してきているということが、実態として言えるだろうと思います。

また日本ではまだあまり顕在化していませんが、多くの先進国では、家事労働者として途上国の女性たちが雇われる。先進国の女性たちは、そのような労働力を利用しながら、市場に参入していくという展開がみられます。いわゆるグローバル・ケア・チェーンと呼ばれる現象です。

そうしてみると、どこにでも無償労働と底辺労働がジェンダーによって

女性に割り当てられていることが否定できないのではないかと思います。ジェンダーは国境を越えて再編強化されているという回答を、取りあえずせざるを得ません。しかしながらその一方、女性の運動もまた国境を越えてエンパワーしてきたし、いまでも、これからもそうなのではないかと思えます。

ここで女性運動の国際的な展開を概観しておきたいと思えます。1975年から1985年は、よくご存じのように、世界女性会議では、政府間会議とともに、NGOなど女性団体の国際会議が開かれました。1975年はメキシコシティで、その後1980年コペンハーゲン、1985年ナイロビで開かれました。その間1979年には女性差別撤廃条約が提案され、多くの国々が批准しました。

CEDAW (Committee on the Elimination of Discrimination against Women) と頭文字を取って呼ばれる女性差別撤廃委員会が、その後批准国の女性政策、ジェンダー平等政策の展開を監視し、報告を定期的に求め、意見するというしくみです。各国は、この国境を越えた勧告を無視するわけにはいかないという状況になっています。国の政策に国境を越えて口を出すしくみができ、自国の政策に一定程度外部の目を意識せざるをえなくなる。これがグローバリゼーションの非常に評価すべき側面であろうと、私は思います。

1993年には、ウィーンで世界人権会議も開かれ、同じ年に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が決議されています。

こうしてみると、近代国家の境界内で存在が軽視されていたり、見えにくかったりしていた女性や子ども、さまざまなマイノリティーの権利主体としての可視化、顕在化が、まだまだ不十分ではありますが、1970年代以降にグローバリゼーションの中で、ある程度実現してきたと言えるのではないかと思います。

つまり、越境によって女性の権利がある程度見えるようになってきたということです。グローバリゼーションによる経済活動の越境とそれに伴う人間の越境、さらにはこれらに伴う境界を越えた情報の広がり、こういったものが、国境に左右されない人権問題の顕在化に寄与していると言える

のではないのでしょうか。アメリカの経済学者、サスキア・サッセンは、「これまで国際法では目にとまることのなかった人々、つまり先住民、移民、および難民、女性の人権」が、ようやく人間の権利として見えてきた、と述べています（サッセン 1998=2004）。一国の中では、男性世帯主を標準とする既存の近代国家の枠組みの中で、「保護」の対象になりこそすれ、独立した主体として見えてこなかった人たちが、越境のさまざまな展開の中で見えてくるようになった。そのような展開が1975年以降に目覚しい、国際的な女性政策の展開を可能にしたのではないかと思うのです。

これは、領土によって限定された国民国家の成員資格が、もはや権利を実現する唯一の基礎ではなくなってきたということです。権利というものは誰が保障するのか。近代国家においては国家がその成員と認める者に対して保障してきたわけです。その成員資格が十分にある者、不十分にある者、ない者、というふうに、その保障のレベルは様々ですが、それは国家が判断してきたわけです。しかしながら、グローバリゼーションによって、国境がさまざまなレベルで越えられていくなかで、まともな法治国家であるなら、国際的規約を遵守することが求められるという状況が作り出されてきたということだと思います。

つまり、いま日本政府が迫られているように、女性差別撤廃委員会に報告しなければなりません。日本の場合、いろいろ言われていても、結構無視してきたわけなんです。そのように無視し続けることはできません。まともな国なら国際機関にちゃんと説明しなければならないという、超国家的機関への国家の説明責任が国際的にできあがってきたわけです。

そしてまた国際機関への個人通報制度という形で、一個人が国家に対する異議申し立てをすることも可能になってきました。「女性差別撤廃条約」に関して個人通報制度を日本はまだ批准しておらず、批准を強く勧告されています。

しかしながら、例えばワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（WWN）の活動などにも現れるように、日本でらちがあかない場合に国境を越えてILOやCEDAWに申し立てに行くという動きが、日本の国内政策にかなり大きな影響を与えるという事態になってきています。

「女性の人権」は新しい課題

先ほど言いましたように、世界的にも「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の国連総会議決が1993年で、まだ17年ほどしか経っていません。「人権」というと、当たり前のような気がするんですが、女の人権は意外に新しい概念で、あらためて振り返ってみると驚かされます。

私たち日本のことを振り返ってみても、女性の参政権だとか、政治活動の権利は、結局は第二次世界大戦の終戦後に強力な「外圧」によって実現しました。それまでは、ご存じのように旧民法においては、女性には親権もなかったわけです。教育を受ける権利にしても、大学に女性が進学できるようになったのは、これは大学によって、終戦前にも多少、門戸を開いた大学もあったわけですが、大部分は戦後のことです。

戦前は「姦通罪」というものがあった、妻の浮気だけが処罰の対象になり、夫の浮気は問題になりませんでした。これは戦後はなくなりましたが、性と生殖の権利については、いまだに女性（と施術者）だけを処罰する墮胎罪が刑法に存在しています。また刑法の強姦罪は、女性の権利を侵害する暴力行為として規定されているわけではなく、男性家長を頂点とする家制度の公序良俗を乱すという罪ですから、被害者として女性しか想定されていないし、被害者の人権というよりは性秩序を乱した罪として想定されていると言わざるをえません。「売春防止法」は売る女（と業者）だけを処罰の対象としています。

民法は戦後、大幅に改訂されましたが、なお、さまざまな不平等が残っています。CEDAW 最終見解でも強く要請されているように、民法改正は喫緊の課題であると見られています。具体的には夫婦別姓問題だけでなく、女性の側のみの再婚禁止期間6カ月、婚外子差別等、多くの課題がいまだに残っています。

しかし、これは日本だけの問題ではありません。イギリス慣習法の「親指の原則」は、知っている人も多いと思いますけれども、驚いたことに、1970年代後半まで存在していたわけです。この間、授業で学生に言ったら、みんな目を丸くしていました。親指よりも細い鞭や棒であれば、妻をたた

いてもいいというものです。

私はイタリア研究が専門なので、イタリアのことにも少し触れたいと思います。性道徳に反して家の名誉を傷つけたとされる女性が夫、父親、兄弟、婚約者などによって殺害される犯罪ですが、この犯人に対しては大幅な情状酌量が定められおり、通常の殺人に比べて、きわめて軽微な罰則で許してもらえる、という名誉犯罪の規定は、イタリアでは1981年まで残っていました。

イスラム諸国は、いまだにこういった慣習を持っている国も少なくありません。この間注目されているのはイラクの事例です。イラクの女性たちが命の危険を冒して世界に発信し、日本でも支援活動が始まっていますが、イラク戦争後の治安悪化につれて、イスラム原理主義のテロリストが跋扈する中で、名誉殺人の件数がどんどん多くなっているという状況があります。

また近年日本を含めて世界各地で女性に対する暴力に反対する取り組みが広がっていますが、こうした暴力はもちろん過去のことではなく、しかし最近になって生じた新たな問題というのでもなく、昔から存在していた女性に対する暴力が、女性の人権が可視化してくる中で、ようやく社会問題として顕在化したということが言えると思います。こうしてみると、女性の人権というのは、意外に新しい概念だということを、あらためて思わずにはいられません。

日本の女性政策の展開

さて、1970年代以降の国連の動向と、それによって日本の政策がどのように展開したかを見ていきたいと思います。日本は1979年に「女性差別撤廃条約」に署名しまして、正式に批准したのは1985年です。国内法の整備という条件付きでの批准でした。

その一つは「国籍法」です。1984年まで、父親が日本人でなかったら日本国籍が認められなかったというのは、あんまりですよ。それを、母親が日本人の場合にも認めるという、当たり前の改正です。

次に1985年の男女雇用機会均等法成立です。雇用機会の均等を定める法律は、先進諸国もそんなに昔からあったわけではない新しい課題でした。アメリカで公民権法に性差別の禁止も盛り込まれたのが1964年で、かなり早かったですが、ヨーロッパでは確か、イタリアが1977年で、法律としては一番早かったと思います。スウェーデンは1980年に施行されています。日本の雇用機会均等法はとても不十分なものですが、ともかく、たとえ嫌々ながらであっても、こうした趣旨の法律を作らなければならなくなったわけです。

それから教育内容の男女不平等を是正するための家庭科の男女共修です。これは1994年に実現の見通しが立ったというところで、1985年に条約の批准ができたというわけです。

現状はCEDAWの最終勧告が非常に厳しく指摘しておりますように、教育、家族、労働の平等、そのほかほとんどあらゆる領域に課題を残している状況ですが、ともあれCEDAWの勧告や他の国々の女性の状況についての情報を通じて、私たちは日本の現状と課題を国際水準において認識することができます。

国境を越えないとなかなか見えてこない女性の状況

このように、国境を越えて初めて女性の状況が見えてくるということは、逆に国境を越えないと、いまだになかなか女性が見えないということを示しています。例えば「女性の貧困」が、この間ようやく注目されるようになってきました。どうやって見えるようになってきたかという、これは本当に当事者の切実な運動の成果です。

非正規雇用というのは、圧倒的に女性の雇用形態であったわけですが、非正規問題に焦点が当たったのは、多くの男性が非正規雇用に就かざるを得なくなった、その時点においてだったのです。非正規問題が注目される前には、フリーター問題が論じられてきました。しかしフリーターも実態としては女性の方が多かったのに、どちらかという男性中心の問題として論じられてきました。

このごろあまり、「フリーター問題」を聞かないですね。どうしてかと考えると、おそらく若者の問題とされてきた「フリーター問題」が、年齢が上がり、とても若者とは言えない年代の人たちの問題になって、「非正規雇用問題」という本格的労働問題に格上げされたのだと思います。

つまり、かつてフリーター問題が盛んに論じられていたとき、どちらかという労働問題というよりは、若者の気質であるとか教育の問題、教育の場から職場への接続の問題として論じられていたと思います。もちろんそういう面もあるわけですが、教育の問題として論じられるときは、フリーターになってしまうのはどういう若者たちなのかというふうな、若者自身の内面の問題として語られ研究されることが多かったように思います。ですからそこでは、若者自身の主体性や自発性だとか、仕事観だとかが問われていたわけです。

同様に、まったく労働問題という観点から問題にされなかったのは、既婚女性の非正規雇用です。パート労働というのは圧倒的に既婚女性によって担われ、フリーター問題が登場した後は、区別するために「主婦パート」と呼ばれてきました。既婚女性が担っている限り労働問題にならなかったのは、やはり既婚女性が家庭中心の「主婦」として自発的に選んでいるから、ということで説明されてきたわけです。

しかしながら、本人の自発性やら主体性やらが問われるのは、本当に女、子どもだけなのです。成人男性の問題としては、これは立派な労働問題です。仕事があるのが当たり前で、仕事が無かったら速攻社会問題なのです。その人たちにどのような自発性や主体性があるか、といった内面の問題などというのはまったく問題にならなかったという、非常に大きなジェンダー・バイアスがありました。

そのようなジェンダー・バイアスを越えていくのに、非正規雇用の女性当事者が大きな運動のうねりをつくっていくという、言ってみれば「実力」で見えるようにしていったというのが近年の経緯です。

90年代に入ってから、女性に対する暴力の問題に国際的に焦点が当たるようになりました。日本においては2001年のDV防止法や2000年の児童虐待防止法の成立はそうした動向の成果と言えるでしょう。セクシュアル・

ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのような問題も、90年代に入ってようやく見えて来るようになった問題です。1997年の「改正男女雇用機会均等法」にセクシュアル・ハラスメントの規定が入り、その後の改正で「男女雇用機会均等法」が男性に対しても適用されるようになって、やっと男性の被害も対象となるに至りました。女、子どもという、近代国家において保護の対象とされてきた存在には、一人前の人権が認められず、人権侵害を暴力として提起されてこなかったが、一方「一人前」たるべき男性の被害も、あり得ないこととして無視されてきた、と言えるのではないかと思います。

女性や子どもに対する暴力はどのように認識されてきたか。しつけだとか、指導だとか、矯正だとか、そのような概念です。教育現場では体罰のような教師の生徒に対する暴力も、このようなものとして認められてきたと言えます。

妻に対する夫の暴力もまた、教え導くだとか、指導するだとか、「じゃじゃ馬ならし」のようなものとされ、暴力として認められてこなかった。それが、グローバリゼーションと国際的な女性運動の展開の中で、ようやく問題化してきたという状況であろうと思います。その一方で成人男性がそうした暴力の被害者になることがあるとすれば、それは非常に「なさけない」ことであると見なされ、男性の被害もまた抑圧され見えなくなっていたということでもあります。

70年代フェミニズムのグローバルな展開

私は1960年代の終わりぐらいから1970年代の初めのころの時点ですでに女性の運動が国境を越える視野の広がりや自己相対化を備えていて自分たちの置かれている位置を、国境を越えた国際的な視野において見直していくという視点を含んでおり、それがあったからこそ、その後の大きな展開が可能になったと思います。女性という主体の立ち上がり、これこそが1970年代の、第2波フェミニズムの非常に画期的な展開であったと思うのですが、それはグローバリゼーションと切り離せないのではないかと考え

ています。

1970年代初頭の日本の動きを見ていきたいと思います。日本ではリブと呼ばれる新しい女性の動きが、1970年ぐらいから盛んになってきました。早かったのはアメリカで、アメリカでは60年代前半ぐらいから、この種の動きが始まっていましたが、ヨーロッパや日本、いわゆる産業先進国を中心に、その動きが広がっていくことになります。日本がアメリカのまねをして始まったみたいな言われ方をよくされたんですけども、そうではないという反論もまた、1980年代以降、強力になされてきました。上野千鶴子さんが繰り返し言っているように、同じような状況が先進諸国の中に発生していて、そのような共通の状況を抱えている女たちが、同時多発的にこの運動を開始したのだというのが主要な反論であろうかと思います。

私はなおかつ、それに加えて、やはり国際的な影響力の役割は大きかったと思うんです。単にアメリカのまねをするというだけではなく、日本の女性たちの他のアジアの国々への強い関心が、いま振り返ってみると初期の動きの中には強く見られるのです。

アジアへの関心、それからもちろんアメリカへの関心も強かったです。私自身はその頃大学生でしたけれども、何か参照できる理論がほしかったです。例えば1970年に出たファイアストーンの『性の弁証法』は、あっという間に日本でも翻訳が出ました。欧米でどんな動きがあるか、どんなことが論じられているかということに対する関心はやはり強かったと思います。同時に韓国やベトナム、中国などの女性たちへの関心もまた非常に強いものでした。そうした関心を通じて、国境を越えた女性たちに、私たちは強い連帯の気持ちを感じることができたのです。「女性という主体の立ち上がり」は、たとえば強いて比較するなら、国境の内側の同じ日本国民の男に対するより強い、国境の向こうの女たちへの共感と連帯（シスターフッド）によって可能になったと言えるでしょう。

欧米への関心だけではなく、アジア諸国に対する強い関心も、また当初から日本の女性の運動の中には強く存在していました。アジアの中で日本の経済がどのような動きを他のアジア地域に対して行っているか。それから振り返って、侵略戦争の時代に、どのようなことを行ってきたかという、

現代的、歴史的、この両方の意味で、アジア諸国の女性たちに対する強い関心、および連帯の関係をつくっていかうという志向性があったと思います。それはまた先ほど自己相対化と言いましたけれども、日本における女性の歴史や現状の中で、自らの置かれている位置を振り返る視点にもなっているわけです。

「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」というグループが、同じ名前の会議の実行委員会を中心に、1970年から立ち上げられて、1978年まで活動しています。そしてまた皆さんよくご存じの、ウーマンリブの代表とされてきた田中美津さんたちの「ぐるーぶ闘う女」も、同じ1970年から活動を展開してきています。

1971年には有名なリブ合宿が開かれ、新宿リブセンターが1972年に設立され、1977年まで活動しています。これらは東京中心の動きですが、関西においても独自の動きがありました。関西リブ連絡会議が1972年から1978年まで活動しております。このあたりの、関西における1970年代の女性の運動のかなり詳しい記録が、大阪社会運動協会の『大阪社会労働運動史』第7巻に掲載されています。現在9巻まで出ているこのシリーズは、大阪を中心とする労働運動の動向、およびいわゆる労働運動に収まりきれない、さまざまな社会運動の歴史を記述していく取り組みです。

そのように東京だけでなく、関西でも同じような動きがあったわけですが、70年代前半のころはいわゆる「差別糾弾闘争」が非常に盛んな時期でもありまして、それまでの階級闘争一辺倒から、いろんな差別の問題、部落差別、在日に対する民族差別、障がい者差別など、さまざまな差別問題と並んで、単に並列するという非常に大きな限界が全般的にはあったわけですが、女性差別の問題も取り込まれるようになってきておりました。

そういう時代背景の中で、やはり当時の運動の大きな特徴として指摘しておきたいのは「下降志向」とも言うべき傾向です。キャリアを積んで出世するといった社会的上昇を、否定して、権利を剥奪された人たちと連帯していかうという志向性が全般的には時代状況として強かったわけですが、女性の運動もやはりその志向性を共有していたように思います。

しかしながら女性の運動が、ほかの学生運動などと違ったのは、やはり

自己否定ではないことです。自分の問題なのですから。もちろん、単に差別の被害者というだけではなく、とくにアジアとの関係においては加害者としての側面にも自覚的であったし、ほかのさまざまな差別への関心も強く、後年の上野千鶴子さんの概念を用いるならまさに「複合差別」への問題関心が、当時の資料を見れば、ふんだんに出てきます。しかしそれはどこまでも当事者としての視点であり、単に人のためというような自己否定ではありません。さまざまに異なる女性の状況にも関わらず、だからこそ連帯していこうというのが「シスターフード」だったと思うんです。もちろん簡単なことではありませんが、違いをふまえて連帯していくという志向性が、あらためて強く当時の資料を見ると感じられます。

当時いろいろなセクトが跋扈していて、そうしたセクトの運動に参加する女性たちももちろんいました。そうした女性たちとの非常に困難な関係が、当時の資料を見ると出てきます。例えば1回目の「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」資料には、中核派の女性たちのアジテーションなどに振り回される様子が出てきます。私自身も似たような困難な経験をしたことが思い出されます。そうしたなかで、しかしやはり女は女としての経験と問題意識を無視することはできない、という思いもいっそう強くなっていったのではないのでしょうか。それは日本だけではなく、世界的にそうだったと思うんです。

国境の内側で、日本人というアイデンティティーの中にいると、女性は近代国家の構成単位である世帯に隠れ、女性個人の立場は見えにくいのですが、国境の向こうで同じような問題に直面した女たちが同じように頑張っています。そのような中で女という主体が立ち上がってきます。

たとえ近代国家が一人前と認めなくても、そこにさまざまなアイデンティティーを私たちは持っています。もちろん女というアイデンティティーしかないわけじゃないですよ。いろんなアイデンティティーがあるし、何が重要かというのは、その場その場で変化していきます。私自身も外国にいて、日本人だということで嫌なことを言われたりしたら、むかつきますし、ナショナリズムみたいなものがむくむくと湧いて来るときもあるんですけど、しかしながら、そういうさまざまなアイデンティティー

の中で、国境を越えた女というアイデンティティを獲得していったのが、この1970年代の第2波フェミニズムの出発点であったと思うのです。それに一役かったのが、男性中心の市民運動や学生運動の中で、ろくでもない思いをしたという、これまた国際的に共通する経験であったとも言えるでしょう。これらはきわめて具体的な個人の経験でありながら、国境を越えて多くの女性たちが共有する経験でした。

「労働」の拡張・相対化と身体の政治

私が1970年代の女性運動の「労働論」に注目しているのは、第2波フェミニズムがそれまでの社会運動の労働観を大きく変えうる問題提起を行ったからです。社会変革の運動と言えば、圧倒的に労働中心の運動であったわけですが、それに対して、労働の概念を拡張していったということです。つまり労働と見なされてこなかった活動、言わば見えない労働の可視化です。家事労働論はその典型です。

もう一つは「労働」の相対化と言うべき方向性です。従来の狭い意味での労働以外に、軽視されてきた重要な課題がたくさんあるということです。とくに重要だったのは、やはり身体、セクシュアリティ、リプロダクションへの注目です。この領域はジェンダー規範によって女性に割り当てられ、それゆえにその重要性が軽視されてきたと言えます。この領域への注目と「労働」の拡張には、密接なつながりがあります。

「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」の活動を中心になって担った飯島愛子さんの1971年の論文に「男への『同化』でない婦人解放運動の確立のために」というのがあります。男への「同化」でないというのは、従来のジェンダー規範により女に割り当てられてきた部分を切り捨てて、男と同じようにキャリアアップしていくという、「男並み」平等ではないということです。身体、セクシュアリティ、リプロダクションを割り当てられた存在としての権利平等の主張と、今までの男性中心社会の在り方の見直しが目指されたということです。労働の観点からいうならば、身体、セクシュアリティ、リプロダクション、つまり再生産を含んだ概念へと、労働概念

を拡張していくという方向であったと思います。

飯島さんは上述の論文に加えて、1972年の「女にとって搾取とは何か」でも同様の視点について論じておられます。飯島さんの主要論文は加納実紀代さんが編集された『〈侵略＝差別〉の彼方へ』（2006年）という、彼女自身の半生記を含めた論文集の中に収められていますので、ぜひお読みになっていただきたいと思います。

これら一連の論文で飯島さんは、主婦論争や、それから労働中心の女性の運動の中で、何が労働かがきちんと論じられないままに、市場において「働き続ける」ことが前提となったいろんな理論を再検討し、家庭において女性がやっていることを労働の再生産と定義しています。

それから賃金についての考え方、これがちょっと面白いんですが、賃金というと、何か労働に対しての報酬だと思えますよね。もちろんそういう考え方が今では一般的ですから、ちゃんと働いた分だけよこせという、たとえば同一価値労働同一賃金の要求などは、それはもちろん正当な要求なのですけれども、賃金というものについて、これはマルクス主義の考え方ですが—非正規労働などではまったく生存を保障していませんよね—生存を保障するものであるという賃金の考え方だとか、それから社会的再生産、労働力の再生産の考え方などについて論じる、今読んでも全然古くない、今日に通じる考察です。

既成の「婦人」労働運動への強い批判の視点もあり、とくに男性に対する問題提起がきちんと出されていないということが指摘されています。これは1970年代以降の女性の運動の特徴の一つです。それまでの運動というのは、あまり男性と対立しない、矛盾はあっても、一緒に闘うことで乗り越えるというような、男女間の矛盾からなるべく目をそらすような傾向があったと言わざるをえませんが、やはり男性との間に存在している矛盾についてきちんと向き合って告発していかななくてはならないということを強く主張しておられます。

同じ頃ですが、本日お出でくださっておられる竹中恵美子先生の『現代の婦人問題』が1972年に出ています。家事労働を労働経済学の理論の中にきちんと組み込んで、市場が市場の外部に依存して成り立っていることを

指摘され、どうして労働市場において女性が不利な立場にあるのかを明らかにするご著書でした。既成の社会理論が女性の問題にはほとんど役に立たない中で、当時は本当に理論的手がかりが求められていました。飯島さんや田中美津さんとはまたちがう、労働経済学分野での研究者としての竹中先生のお仕事は非常に共感でき、かつ理論的道しるべとなるものでした。その後1989年に『戦後女子労働史論』という大著としてまとめられ、家事労働について全面的に論じておられます。これもぜひ皆さんにお読みいただきたいと思います。

こういう理論的営為が1970年代前半に出てきたわけです。しかも日本だけではなく、世界的に同じような動きがあり、1971年にイタリアのダラ・コスタとイギリスで今も活動しているセルマ・ジェイムズが一緒に出した『女性の力と社会の転覆』（邦訳タイトルは「女性のパワーと社会の変革」という、「家事労働に賃金を」というスローガンで知られた著作があります。1972年にセルマ・ジェイムズが英訳して、それから1980年に英語版からの邦訳も出ています。ザレツキー編『資本主義・家族・個人生活—現代女性解放論』に収録されています。

個人としての女性が立ち上がって、近代国家の中で女性を見えなくしていた家族の境界が越えられたとき、家の中で女がしていること、家の中の女のあり方が見えるようになってきたということですが、興味深いのは、このダラ・コスタ論文はジェイムズとの議論によって書かれ、アルジェリアなどの第三世界の女性たちの状況に視野が及んでいることです。国境を越えた女性の視点こそが、家族の境界を越える考察を可能にしたと言えるのではないのでしょうか。

その後、1975年以降になりますが、イギリスではダラ・コスタやジェイムズらの問題提起などを受けて、家事労働論争が展開します。でもイギリスの論争はマルクス経済学理論の中で、先進国中心の議論に終始していたと思います。

先ほども言いましたが、第2波フェミニズムと呼ばれる女性の運動は、いわゆる先進国で1970年代に広がりましたが、たとえば日本の女性たちのアジアの女性への強い関心や、ダラ・コスタやセルマ・ジェイムズの、人

種の問題、第三世界の女性たちや、すでに移民の問題も含めてのグローバルな視野がその特徴であり、だからこそ同時多発的に広がって行ったのではないのでしょうか。

ミースやヴェールホフなどのドイツのフェミニストもまた、70年代後半から活躍し始めますが、彼女らの場合は開発途上国の女性の問題から出発して、先進国の女性の状況を含めたグローバルな視点での女性問題を論じています。

女性問題の国際展開は75年のメキシコシティーでの世界女性会議から語られることが多いのですが、1970年代前半に、すでにグローバルな視点で女性の問題は論じられてきたし、それがその後の国連を中心とする女性政策の展開を準備していたというべきではないかと思います。また、逆にグローバルな視点がなかったら、新しい女性の動きも、このように急速に進展しなかったのではないかと思います。

70年代イタリアのフェミニズム運動

ここからイタリアにおける家事労働賃金化運動の展開について、少しお話をしたいと思います。先に結論を言うと、これは国際的な運動として展開していて、むしろイタリアの中では深刻な対立もあったようです。中心になっていたのがロッタ・フェミニスタというグループで、イタリア全国に支部がありました。ダラ・コスタはこのロッタ・フェミニスタのリーダーのひとりだったのです。イタリアにおける家事労働賃金化運動は、やはり日本の運動と、たいへん共通しています。リプロダクション、それから女性の健康だとか、身体、セクシュアリティの問題は日本以上に深刻です。日本と違ってカトリックの国であるイタリアでは、中絶は厳しく禁止されておりまして、離婚が可能になったのも1970年のことで、それも1974年の国民投票を経て、ようやく定着しました。

こうした中、女性たちの関心はセクシュアリティ、リプロダクションなど、身体や健康、性的自己決定の問題に向かっていました。そのような課題を労働問題として位置づけ、取り組んでいく家事労働への賃金要求の動

きがあったわけです。ですから、この時点での家事労働問題とは、いわゆる家事労働だけではなく、ここに労働力再生産としての出産育児、それから性的な行為、子どもを産むためにはセックスをしなければならないけど、それだけではなく、セックスによって夫を慰めて、夫の労働力を回復するんだという発想ですよね。いわゆるセックスワーク的な。そのような観点も含んだ家事労働の概念で、ものすごく大きく労働の観念を拡張しているわけなんです。そういったものに対して、労働力の再生産という、資本主義にとってもっとも重要な要素のひとつを生産する労働なのだから、その対価を払え、金をよこせという運動によって、実際に金を獲得するというよりは、政治課題としての家事労働問題、労働の概念の拡張というものを主張したと言えるだろうと思います。

実は、1月に資料を見にイタリアに行ったんですけども、たまたまいろいろな幸運が重なって、当時のロッタ・フェミニスタの活動家だった方にお会いできて、話を聞いたりしたのですが、とても一枚岩ではなく、ずっとけんかをしながらやっていたみたいです。それは日本の運動でも同じかなとは思いますが。

大きな対立軸としては、やはりマルクス主義的な理論の影響を強く受けた新左翼運動に親和的な人たちと、CR運動、新たに女性の運動のスタイルとして台頭してきた、少人数で、お互いに経験や思いを語り合って主体を確立していくという運動ですね。本来対立するものではないのですが、やはりそういう方向に分かれていったということを知りました。

左翼系のフェミニスト、といっても、この人たちはまた、ダラ・コスタもそうですが、新左翼系の運動とは一線を画しています。ダラ・コスタは当時パドヴァ大学でアントニオ・ネグリの助手をしていたんですけど、ネグリとの対立もあったようです。しかし、彼女らがどちらかというと政治課題としての家事労働賃金化運動を中心に進めようとしたのに対し、そのような潮流とリプロダクション、ヘルス、中絶の問題などを中心に新しい運動スタイルを目指すフェミニストの対立は、イタリアにおいてはかなり深刻なものであったようです。

1974年に早くもロッタ・フェミニスタは分裂してしまいます。大きくは、

家事労働とリプロ・ヘルスに分かれたということです。その間、セルマ・ジェイムズによる、国際的な家事労働賃金化運動も展開しておりました。

イタリアにおけるロッタ・フェミニスタの位置を説明しておきたいと申します。イタリアの北の方のヴェネツィアの隣のパドヴァと、それからもう少し南の方のフェッラーラという町の2カ所で1971年に結成されました。それからの全国展開が急激で、あっという間にフィレンツェ、モデナ、ミラノというふうに中北部の主要各都市、そしてローマ、ナポリまで、次々に拡大していきました。それだけ強い影響力と組織力を持っていたわけです。

やはり主に入ってくる人たちは、ラディカルな新左翼運動に失望した女性たちで、それを吸収して拡大していったということです。

したがって、こんにちイタリアで代表的なフェミニストというと、もう驚くべきことに、あの人もこの人もみんな、ロッタ・フェミニスタの活動家だったということになります。それだけの影響力を持って、強力に家事労働賃金要求キャンペーンを進めていたということなんです。

併せて、先ほど言ったように、労働といっても、非常に拡大された労働の概念のもと、女性の健康問題、中絶問題、それから売春の問題とか同性愛の問題のようなものも含めて、それが女性の労働問題だというふうに主張したわけです。

同性愛の選択や売春も、強制売春ではなくて個人が選択したときには、家での無償のセックスワークを拒否して金に換えるという行為だと解釈するわけですが、ある意味、女性のさまざまな動きを、世間の波に流された動きというだけではなく、主体としての生存戦略として、ポジティブに論じたということが特徴であったかと思います。ここでもやはり、女性の主体としての立ち上がりですが、そのような解釈を可能にしたと言えるのではないかと思うのです。

国際フェミニスト・コレクティブ (Collettivo internazionale femminista) というのは、フェミニストの国際組織ですが、ここが主に北米やヨーロッパのほかの国々と連携して、家事労働賃金要求キャンペーンを繰り返してきました。これが結成されたのは1972年です。この国際展開の中で特に中

心となって活動していたのが、ダラ・コスタの最初の論文の共同執筆者であるセルマ・ジェイムズです。ロンドンに支部をおき、今も活動を続けています。毎年女性の家事労働のストライキを呼びかけています。ホームページを見ると日本語での呼びかけ文も出ています。

ジェイムズの運動で特筆すべき点は、ナイロビの女性会議において強力なロビー活動を展開したことです。このことは日本ではほとんど報道されませんでしたけれど、『あごら』という雑誌に、ちょっとこれに触れる記事が書かれていたのを読んだ記憶がありまして、たしかNHKの男性記者が、ジェイムズのグループの動きにびっくりして、ずっと密着して取材し、日本で報道しようとしたら、デスクに「こんなものやってもつまらない」と握りつぶされたという話が座談会で出ていました。

「ナイロビ将来戦略」の第120条は、家事労働を含む無償労働の測定・評価を求めるものです。この条文に、ジェイムズと彼女のグループのロビー活動が非常に強い影響力を発揮したと言われています。世界女性会議では当初より女性の無償労働への取り組みの必要が指摘されてきましたが、ナイロビ会議での明文化に至る無償労働問題の焦点化は、1970年代の運動の延長上にあると言えるのではないのでしょうか。

当時のポスターをお見せしようと思います。ほとんどすべて、このロッタ・フェミニスタ、およびその関係団体など、家事労働に賃金を要求するグループのポスターです。

図1は1973年国際女性デーのロッタ・フェミニスタのポスターです。家事労働は世界を支えるが、女性の息を詰まらせ、行動を制限する家事労働に反対するという説明が出ています。家に閉じ込められた豊満な女の姿が、不思議の国のアリスみたいです。イタリアのポスターは、なかなか芸術的に優れたものが多いです。これでは、ポスターをつくるのに、運動のかなりのエネルギーを費やしてしまったのではないかと思うくらいです。でも運動が終わっても印象的なポスターは残ります。

図2はビデオ作品のポスターです。1975年という早い時期にビデオ作品をつくって広報活動をしたわけです。「…もう、家事はうんざりだ」と、韻を踏んだフレーズが出ています。

図3はイタリアらしいポスターで、「この女性のおなかは誰のものだ？」というタイトルです。つづいて「教会のものか」というフレーズが出てきます。そして「国家のものか。医者のものか。主人たちのものか。いいや、彼女自身のものだ」と展開します。自己決定権を主張して、中絶の権利を主張しているポスターです。

最後の1枚は、ロット・フェミニスタではなく、MLDという、別のグループのポスターですが、イタリアのフェミニズムでは有名なポスターなんです。これも1970年代ですが、正確な時期は不詳です。

ドラクロワのフランス革命の絵を意識しているようにも見えますが、胸を大きくはだけ、ポジティブなものとして、女性の身体性、セクシュアリティ、生殖機能というものを主張し、権利を要求している。そういうポスターです。1970年代の女性運動の雰囲気ですごくよく伝える1枚だなと思ひまして挙げさせてもらいました（図4）。

（＊紙面の都合上4枚のみを巻末に掲載します。）

無償労働の測定・評価と「労働からの自由」

国連女性の10年では、サブシスタンス労働やインフォーマルセクターの労働など、途上国の女性の見えにくい労働への関心から、女性の労働の評価という課題が当初より挙げられてきました。国連女性の地位向上のための国際調査訓練研修所INSTRAWという研究機関が、1975年のメキシコ会議での議決を経て同じ年に立ち上げられております。そこでは開発における女性、開発の中で女性の置かれた状況をよくしていく必要があるという視点から、このような女性の労働の評価という問題が提起されてきたんですけれども、ナイロビにおいて、先進国での家事労働を含む無償労働の問題へと大きく統合されていったと言えると思います。

1980年代以降の動向について簡単に述べますと、労働力の女性化というグローバルな状況の中において、女性の無償労働への政策的関心もまた高くなってきたと思います。一方では運動の成果ということもありますけれども、それだけではなくて、やはり女性の貢献というものを、きちんと測っ

て政策に反映させていく必要があるということが合意されていくようになりました。1990年には、国連の『世界の女性』という、女性についての統計を集めた白書が出て、5年ごとに更新されています。それから国連開発計画の『ジェンダー人間開発』も1995年に出ています。『北京行動綱領』の無償労働についての記述では、ナイロビを経て、いっそう充実した問題提起が示されています。

日本も北京会議を経て、1996年と1997年に、社会生活基本調査を用いた無償労働の貨幣評価を実施しております。その後サボっているのかと思ったら、結構何かやっています、2000年には、特に育児と介護に焦点を当てた生活時間、貨幣評価などを試みております。少子高齢化の時代に政策に反映していくために、特にそういうケアの部分に絞って測定・評価を日本政府も進めてきてはいるようです。

2003年にはEUの統計局、Eurostatが評価の方法について新たな提案をしております。ESCAP（アジア太平洋委員会）も2003年に、政策にどのようにアンペイドワークの測定を反映させるかという観点から報告書をまとめております。

その方法が、やはり難しいのです。主にインプット法が用いられておりまして、生活時間で無償労働にどれぐらい時間を費やしているかを測って、それを市場労働の基準に、いろいろな方法で合わせて計算するわけですね。

サテライト・アカウントというのが、北京会議のときに提案された方法で、いわゆる国家統計とは別枠でサテライト、補助的な統計として数値化する方法です。それをやると、例えばGDPとの比較ができます。どのぐらいの規模で、市場の外に経済活動があるのか、お金にならないけれども、この社会を維持し、動かしていくために、どれだけ活動がなされているかということも、もちろん大ざっぱな形ではありますけれども、目に見えるように数値化して、それに対して政策を打っていくということが目指されています。

ただこれは厳密にいうと、やはり時間で測る方法での限界があり、アウトプット法も検討されてきています。アウトプット法については、詳細な

解説が法政大学の橋本美由紀さんのご論考に出ています。

アウトプット法というのは、要するに成果を見るわけですね。どれだけの時間を投入したかではなくて、どれだけの成果を挙げたかということなんです。ここでは詳細は省略しますが、アウトプット法の一番の欠点とは、インプット法と違って、男女でどんなふうに使われているか分からないということだと思います。だからやはり両方をうまく組み合わせる必要があるのではないかと橋本さんは結論付けておられます。

そんなふうには、測定・評価といっても、そのやり方自体は本当にまだまだ開発途上のような状況です。しかしながら、その開発をしていると、何のためにやっているのか分からなくなって、テクニカルな議論におぼれていくという傾向もあるわけです。Eurostatですごく懸念されているのがその問題で、とにかく少々は大ざっぱでもいいから、何のためにやっているのかを忘れてはいけないみたいなことが書かれていて、本当にそうだと思います。

生産活動が市場の中だけで行われているのではなく、市場の外で膨大な活動がなされているのだという認識によって、経済とか労働のあり方についての見方が相当変わってくるわけです。

そのような労働概念の拡大によって初めて人間らしい労働、ディーセントワークや、それから仕事と生活の調和と、このごろはやっていますワーク・ライフ・バランスですね、それが本当に実現するように政策的にどうサポートしていったらいいのかが見えてくるのではないのでしょうか。

そういった目標のためにやっているのだということを、あらためて確認しておきたいと思うわけです。育児介護休暇制度の中で、無償労働をどう評価していくとか、社会政策によってどのように社会化していくかということですね。

当初は家事労働論は、見方としては面白いけれども、それからどうするの、みたいな議論だったわけですが、それを具体的に政策課題に結び付けていく動きというのが国際的に、特に国連女性の10年の中で実現してきたと言えるだろうと思います。

さて、労働観は変化したかということ、変化した面もあるとは思いますが

が、先ほども申しましたように、市場の外の労働を測るには、取りあえず市場労働を基準にしないと計算のしようがないわけです。インプットの場合は時間なんですけども、アウトプットとなると、これはもろに市場の中と同じ方法で計算していくことになって、GDPと比べるときは、誠に都合がいい。

しかしながら、それでいいのかという問題点の指摘も、1990年代以降されるようになってきました。労働概念は拡張したけど、従来の製造業中心の労働を非市場活動に適用することの弊害が言われるようになっていきます。たとえば1995年に書かれたスーザン・ヒメルワイトさん—イギリスの家事労働論争の論者の一人でもあります—の論文がその代表であろうかと思えます。彼女は、特にケアのような製造業モデルでは測れないような仕事、きちんと評価されないのではないかという危惧を論じておられます。

また現状としては、市場が再生産領域に拡大してきている、つまり市場化としての有償化が進んでいると思えます。家事労働を購入する場合、有償家事労働者として働くのはやはりほとんどが女性なのです。その意味では相変わらず再生産労働が女性に担われていることに変わりはないとも言えます。

しかしながら、市場労働が、サービス化の中で、いわゆる工場労働のような概念を基準に構築されてきた労働の概念から大きく変わっていく中で、市場は生物学的な女性、そしてまた「女性的」とされるような要素に注目していると思えます。そのような状況の中で、労働もまた変わっていく可能性はあるのだらうと思えます。

1970年代のフェミニズムの労働観に立ち返りますと、やはり労働という概念は歴史的に、きわめて男性中心的な形で構築されてきた。そのような労働に対する拒否反応が、1970年代のフェミニズムには散見されます。

リブ合宿のときに、いろんな分科会が開かれたのですが、その中で労働の分科会が参加者も少なく盛り上がらなかったようなことが当時の資料に書かれていて、従来の狭い意味での労働という枠組みの中に女性たちの問題関心が入っていかず、その外にあるという状況を反映していたのではないかと思います。

今なお、労働や、労働運動自体にジェンダー・バイアスが存在しているのではないかと思います。担い手のジェンダーの偏りはもちろんのこと、運動方針やスタイル、組織のあり方等も含めて、本当に女性が自らの問題として参加していけるような労働運動の構築が問われているし、新しく台頭して来ている運動というのは、そのようなジェンダーの境界を越えようとする志向性を何らかの形で備えていると言えるのではないのでしょうか。

「労働からの自由」とは、狭い意味での労働の概念からの自由です。かつての労働概念の限界というものを認識する上で、それを相対化していくことが可能になってきたのも、やはりフェミニズムの力が大きかったのではないかと考えています。しかしながら、それによって、たぶんフェミニズムと労働運動の中に一定の亀裂が生じたということも、また否めないのではないかと思います。

実際の運動の展開としては、東京方面とは違って、またイタリアなどとも違って、関西では労働の課題と、それから狭い意味での労働ではない、さまざまな女性にとって切実な課題が連携して運動が展開してきたという経緯があります。あらためて関西での労働の展開ということに注目して振り返っていききたいなど、私自身も思っております。

グローバリゼーションは多くの女性たちの生活条件を従来以上に厳しい状況に置くことにもなったのですが、同時に女性のエンパワーメントに大きく貢献したと思います。越境による女性のエンパワーメントということがあったのではないかと思います。グローバリゼーションによって女性という主体の立ち上がりが可能になり、国境を越えた相互作用によって女というアイデンティティーが共有されてきたと考えています。

少し時間を超過してしまいましたが、以上で私の話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【主要参考文献】

- Teresa Bertilotti & Anna Scattigno(ed.), *Il femminismo negli anni Settanta*, Roma, Viella, 2005.
- Anna Rita Calabro' & Laura Grasso, *Dal movimento femminista al femminismo diffuso—storie e percorsi a Milano dagli anni '60 agli anni '80*, Milano, FrancoAngeli, 2004.
- Fondazione Elvira Badaracco ; Archivio Luciana Percovich (1972-87).
- Fondazione Elvira Badaracco(ed.), *Riguardarsi—Manifesti del Movimento Politico delle donne in Italia*, Milano, Protagon Editori Toscani, 1997.
- 橋本美由紀 (2005) 「無償労働の貨幣評価と世帯サテライト勘定」法政大学比較経済研究所・原伸子編『市場とジェンダー』法政大学出版局。
- 飯島愛子 (2006) 『〈侵略＝差別〉の彼方へ』インパクト出版会。
- 伊田久美子 (2009) 「『労働力の女性化』から『労働の女性化』へ—愛の労働のゆくえ」『現代思想』vol.37-2。
- Luciana Percovich, *La coscienza nel corpo*, Milano, FrancoAngeli, 2005.
- Saskia Sassen, *Globalization and Its Discontents: Essays on the New Mobility of People and Money*. New York:New Press, 1998=2004 田淵太一ほか訳『グローバル空間の政治経済学—都市・移民・情報化』岩波書店。
- 竹中恵美子 (2002) 「家事労働論の現段階」久場嬉子編『経済学とジェンダー』明石書店。
- (2001) 「新しい労働分析概念と社会システムの再構築—労働におけるジェンダー・アプローチの現段階」竹中恵美子編『労働とジェンダー』明石書店。
- Anna Maria Zanetti, *Una ferma utopia sta per fiorire*, Venezia, Marisilio, 1998.
- Piera Zumaglino, *Femminismi a Torino*, Milano, FrancoAngeli, 1996.



图 1



图 2



图 3



图 4